

## 一般社団法人日本臨床宗教師会 倫理委員会細則

### (主旨)

第1条 本細則は、日本臨床宗教師会（以下「本法人」という）定款第39条に基づき、本会会員に関する倫理問題への対応について必要な諸事項を定める。

### (目的)

第2条 本細則は、本法人が定める「臨床宗教師倫理綱領」及び「臨床宗教師倫理規約（ガイドライン）および解説」に基づき、会員が行う臨床に関わる活動における倫理について、その適正を期すことを目的とする。

### (倫理委員会)

第3条 本法人は、本法人定款第38条に基づき、倫理委員会（以下「委員会」という）を設け、委員会において本細則第2条に係る事項を審議する。

### (委員会の業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するために、本法人会長（以下「会長」という）の指示のもとに、次の業務を行う。

- (1) 本規程及び倫理綱領等の改定に関する審議
- (2) 会員の倫理向上に向けての本会への提言
- (3) 会長からの諮問に基づく倫理違反に関する調査及び処遇案の答申
- (4) 市民及び会員からの倫理に関する問合せへの対応
- (5) その他、会長が必要と認める業務

### (申し立て)

第5条 会員および非会員は、会員に関わる倫理違反のおそれがある事案について、会長宛に申し立てを行うことができる。

2. 申し立ては、別に定める申立書を提出することによる。

### (委員会における審査)

第6条 前条に定める業務については、委員会は会長から処遇案の答申を付託された日より起算して6か月以内を目途に答申する。その処遇案は、本会倫理委員会及

び各地域の臨床宗教師会と連絡調整の上、答申の必要があると判断された場合に、(1) 嚴重注意、(2) 教育・研修の義務づけ、(3) 「認定臨床宗教師」資格停止、(4) 同資格剥奪、(5) 会員活動の停止、及び(6) 退会処分のうち一乃至二とする。

2. 上記以外の業務については、その内容について、必要に応じて会長に報告する。

3. 処遇の基準は別途内規によって定める。

(処遇)

第7条 最終的な処遇の決定は、委員会より答申された処遇案を基にして、本会理事会の承認を得た後、会長がこれを行う。

(不服申し立て)

第8条 処遇に不服のある場合は、通知の日から1ヶ月以内に会長あてに申し立てることができる。

2. 会長は、必要に応じて再審査を行うことができる。

(細則の改定)

第9条 本細則の改定は、本会理事会において出席理事の過半数の議決によって承認を得る。

附則(平成29年2月)

1. 本細則は、平成29年2月27日より施行する。

2. 「臨床宗教師倫理綱領」及び「臨床宗教師倫理規約(ガイドライン)および解説」は、任意団体日本臨床宗教師会において制定されたものをそのまま引き継ぐものとする。

附則(令和元年6)

1. 本細則は、令和元年6月12日より施行する。